

物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）

（申請を必要とする世帯の場合）

令和 6 年 1 月 2 月 1 3 日時点の住民票所在市町村

豊田市長 様

市区町村

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

記入日

令和 7 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請内容

☐ 住民税非課税(3万円/世帯)

☐ こども加算(対象者×2万円/人)

3. 申請者が属する世帯の状況

※令和 6 年 1 月 2 月 1 3 日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和 6 年 1 月 1 日時点の住所が、豊田市と異なる方は、令和 6 年度の所得課税証明書を添付してください。（該当者全員）

※所得課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との続 柄	こども加算 対象者に○	生年月日	令和6年1月1日時点の住所	異なる場合には令和6年1月1日 時点の住所を記載	令和6年度 住民税課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税(又は15歳以下) ☐ 未申告(⇒申告必要) ☐ 課税
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税(又は15歳以下) ☐ 未申告(⇒申告必要) ☐ 課税
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税(又は15歳以下) ☐ 未申告(⇒申告必要) ☐ 課税
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税(又は15歳以下) ☐ 未申告(⇒申告必要) ☐ 課税
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税(又は15歳以下) ☐ 未申告(⇒申告必要) ☐ 課税

4. こども加算分

※平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降の同一世帯のこども

こども加算対象者	人	申請額 (こども加算対象者×2万円/人)	円
----------	---	-------------------------	---

【対象となるこどもの範囲】

- ・基準日（令和 6 年 1 月 2 月 1 3 日）において同一世帯となっている 18 歳以下のこども（18 歳に達する日以降最初の 3 月 3 1 日までのこども（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降のこども））
 - ・同一世帯にいる令和 6 年 1 月 2 月 1 3 日から令和 7 年 5 月 3 0 日までに生まれた新生児
 - ・別世帯にいる扶養している（生計を同一にしている）こども（例）こどもは単身で寮に入っているため世帯は別だが扶養している場合
- ※他市町村による同様の給付金の支給対象世帯、またはその世帯主を含む世帯については対象外です。

5. 受取口座

（原則、1. の申請・請求者名義の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信金連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座	

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上または キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、豊田市非課税世帯等給付金推進室（電話0565-34-6017）にお
問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和7年春 物価高騰対応重点支援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

① 世帯全員が令和6年度の住民税が課税されていません。

令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養（※1）を受けている者のみで構成される世帯ではありません。

②

※1 生計を同一にする配偶者、地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者を含む。）、青色事業専従者及び事業専従者

※2 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

③ 世帯の中に、令和6年度の住民税が課税となる所得があるのに未申告である者や修正申告などにより令和6年度の住民税が課税となった者はいません。

④ 他市町村による同様の給付金の支給対象世帯、またはその世帯主を含む世帯ではありません。

⑤ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいません。

⑥ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、豊田市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑦ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑧ この申請書は、豊田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

また、18歳未満の子どもを含む世帯については子ども加算分の請求書としても取り扱います。

豊田市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令

⑨ 和7年6月16日までに、豊田市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しない

⑩ ことが判明した場合には、給付金を返還します。（意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われることがあります。）

⑪ 子ども加算対象者に児童養護施設などに入所している子ども（住民票を異動していない場合も含む。）は含まれていません。

⑫ 子ども加算を算定した児童は全員扶養しています。生計を別にしている児童はいません。

提出書類

☐ 物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等の写し（コピー）をご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

☐ （「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）

令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度所得課税証明書』の写し（コピー）

※住所が豊田市の場合は添付は必要ありません。

【別世帯にいる子どもの場合は以下の書類も必要です】

※令和6年12月13日時点で別世帯で扶養している（生計を同一にしている）子ども

☐ 別居している子どもの世帯全員の住民票の写し（コピー）

☐ 別居している子どもと申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

申請期限
（必着）

令和7年5月30日（金）